

提 案 理 由

議案番号	提 案 理 由
議案第 6 2 号	<p>〔三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）〕</p> <p>国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 7 9 号）の一部が改正されたことに伴い，関係条例である三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 1 6 年三次市条例第 6 6 号）の一部を改正しようとするものである。</p>

根 拠 法 令

議案番号	根 拠 法 令
議案第 6 2 号	<p>〔地方自治法〕（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）</p> <p>第 2 0 3 条の 2 略</p> <p>2 ～ 4 略</p> <p>5 報酬，費用弁償，期末手当及び勤勉手当の額並びにその支給方法は，条例でこれを定めなければならない。</p>